


税務調査が
なくなる?!


書面添付制度 導入のご案内


税務調査が省略される可能性がある「書面添付制度」をご存じですか。

「書面添付制度」とは、税理士が申告書を作成した時、その計算内容や根拠を詳細かつ正確に記載した書面(税理士法 33 条の 2 の書面)を申告書に添付する制度です。

 書面添付していると・・・税務署は税務調査をする前に税理士の意見を聞かなければならないことになっています(意見聴取)。税務署は税務調査要否の判断に書面添付を積極的に活用しており、意見聴取の結果によっては税務調査に至らない場合もあります。弊所では実際に税務調査が省略されています。

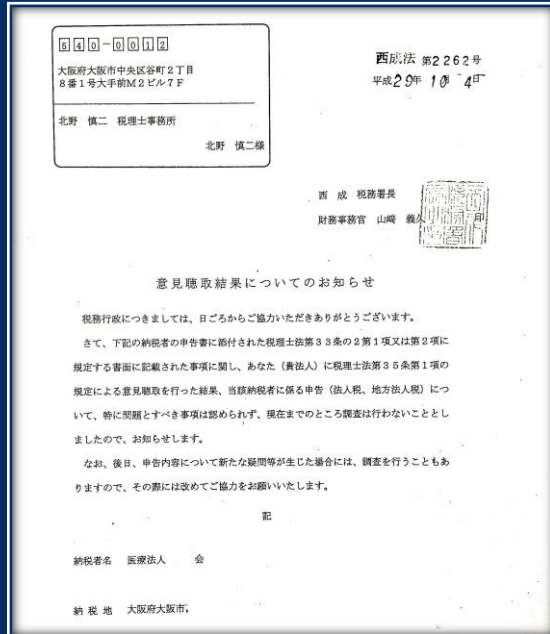
「書面添付制度」は税務執行の円滑化を図るため、国税庁が推進している制度です。

 書面添付していると・・・申告内容の透明度が増しますので税務調査の対象にならない可能性が高まります。税務調査は一度あると、以後も定期的におこなわれるものです。今年の申告から書面添付制度を導入して、税務調査に対応する時間的・精神的負担の軽減を可能にしてみませんか。

 書面添付制度の導入には料金が発生しますが、導入後に意見聴取があり、税務調査に至った場合について、通常であれば発生する立会料や修正申告等に対する手数料はいただいておりません。

『意見聴取結果についてのお知らせ』です →

弊所ではこれまで 2 回の意見聴取がありましたが、税務署で説明をすることで終了し、2 回とも税務調査が省略されました!



北野会計事務所は税務調査ゼロの実現をめざしています